

街づくりだより

ひがしぐち

発行(第六号)

平成八年五月十五日

長野市市街地整備局

電話 〇二六

二二四・五〇四九

主な記事

再開発住宅の入居資格について・・・2面
再開発住宅の入居手続きについて・・・3面
今後の仮換地指定の予定について・・・4面

◇長野市栗田再開発住宅完成

栗田地籍に建設していましたが再開発住宅が三月に完成しました。

この再開発住宅は、市街地再開発事業または長野市が行う土地区画整理事業の施行に伴い、住宅を失うなど住宅に困窮する方に賃貸し、また、事業の移転工事に伴い、仮住宅を必要とする方のために建設したものです。

◎建物の概要

名称 長野市栗田再開発住宅

住所 長野市大字栗田八四九―二〇

鉄筋コンクリート造五階建(五〇戸)

3Kタイプ 七四㎡ 四〇戸

2DKタイプ 六〇㎡ 一〇戸

エレベーター 1基 九人乗

コミュニティ施設

集会所 七〇㎡

公園 児童遊園

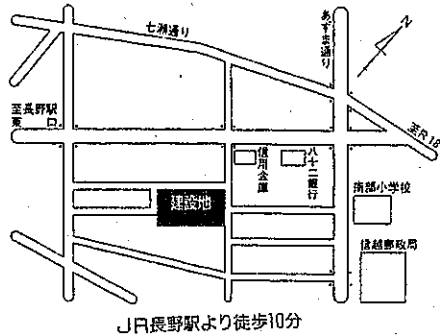
付帯施設

駐車スペース 五〇台

自転車置場 二か所

ゴミ置場 二か所

ご案内図



JR長野駅より徒歩10分

長野市栗田再開発住宅



◇再開発住宅の入居について

再開発住宅の入居資格、入居手続き等についてお知らせします。

◎入居資格について

長野市土地区画整理事業または市街地再開発事業の施行地区内にお住まいで、事業の施行に伴い住宅を失うなど、住宅に困窮する方とします。具体的には次に掲げる方を対象とします。

(一) 次の①～③の事由により、家主と賃貸借契約を継続することが困難な借家人

①長野市土地区画整理事業の換地計画において、現在お住まいの貸家の分としての換地が定められず、貸家の建設ができないこと。

②長野市土地区画整理事業の施行に伴い、家主が現在の貸家と同種同等の貸家を建設できないこと。

③長野市土地区画整理事業の施行に伴い、現在の貸家のお住まいになつてゐる部分が除却されること。

(二) 市街地再開発事業の権利変換計画において与えられる借家権に係る居住部分としての床面積が著しく小となり、または当該権利変換計画においてその借家権に係る居住部分が与えられない借家人。

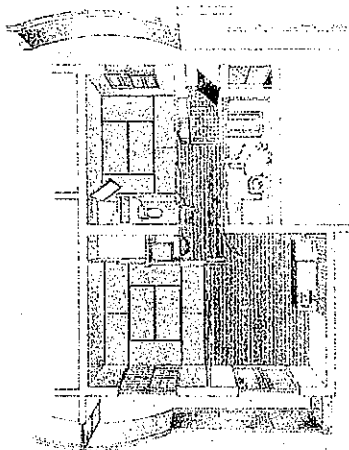
(三) 市街地再開発事業の権利変換計画において与えられる居住部分としての床面積が著しく小となり、または当該権利変換計画においてその居住部分が与えられない権利者。

(四) 事業の施行に伴い、住宅に困窮することとなる生活保護法の規定に基づく生活保護を受けている借家人、その他これに準ずる経済的事情があると認められる借家人。

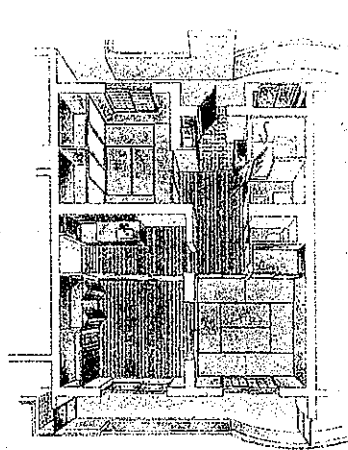
(五) 長野市土地区画整理事業の施行に伴い、建物の移転補償費を受け取る者であつて、再築のための資金が不足すると認められる者。

(六) 事業の施行に伴い、移転を要する建物にお住まいの方で、移転先に建物が完成するまでの間、仮住居を必要とする方。

原則として、次の方は入居できません。
・就学や就労のため一時的に居住している方。
・市税等を滞納している方。



2DKタイプ(60㎡)10戸



3Kタイプ(74㎡)40戸

◎入居手続きについて

事業の進み具合によって入居していただきますので、市営住宅などのように公募はいたしません。

原則として市と建物の移転補償契約を締結した後に申込みをしていただきます。申し込み後、市で審査をして入居者を決めます。入居決定者には通知をしますので、指定の期日までに市と賃貸借契約を締結し入居となります。

◎家賃等について

一 家賃

3K 一ヶ月 七〇、〇〇〇円
2DK 一ヶ月 六〇、〇〇〇円

二 敷金

家賃の三ヶ月分を賃貸借契約時に納入していただきます。

三 共益費

一ヶ月 二、〇〇〇円

四 割増賃料

引き続き三年以上再開発住宅にお住まいの方で、一定の基準以上の

所得のある方は、家賃のほかに割増賃料を納めていただきます。

五 家賃等の減免制度

家賃等を支払うことが困難な特別な事情があると認められる方には家賃等の減免制度を設けています。

★再開発住宅の

見学会開催

再開発住宅の見学会を行います。

五月二十九日(水)

午後一時三十分～四時まで

再開発住宅北側から入り、二階「集会所」で受付をして下さい。

今後も、再開発住宅の見学会を行いますので、今回都合のつかない方は、次回でお願いいたします。

◎長野市七瀬再開発住宅について

平成九年度～平成十一年度にかけて、再開発住宅を七瀬地籍にも建設する予定です。

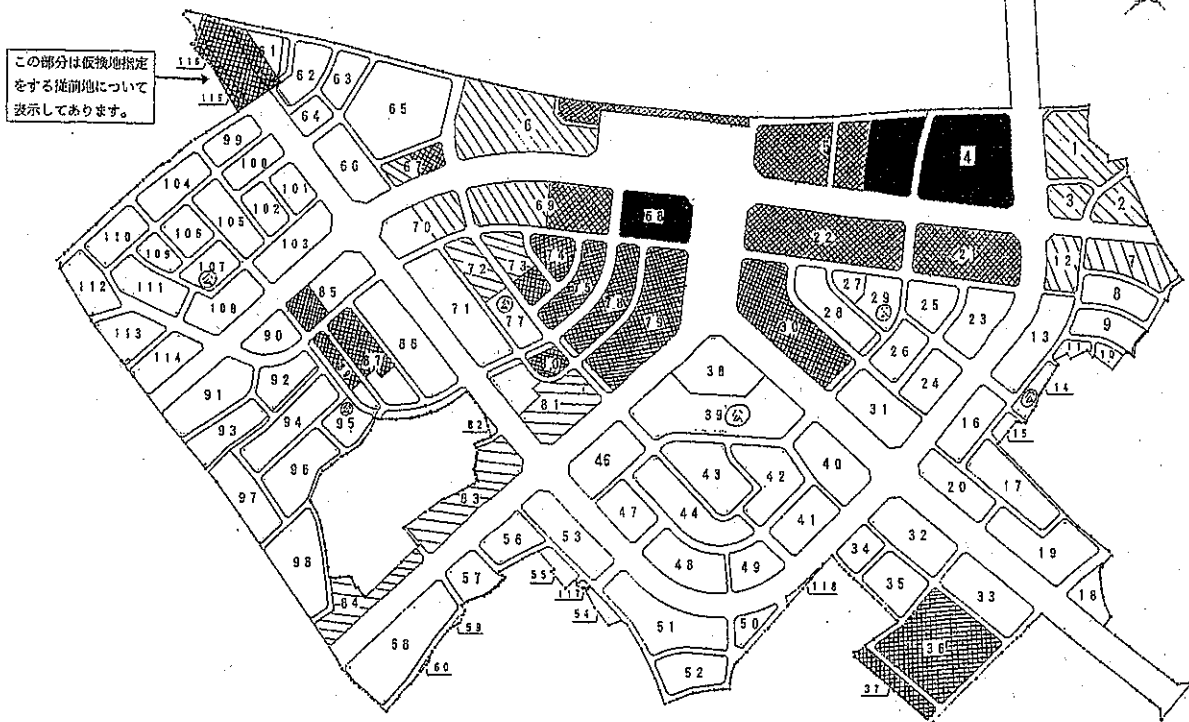
建物は、鉄骨鉄筋コンクリート造十階建(五〇戸)の計画です。





長野駅周辺第二土地区画整理事業


仮換地指定年度別計画図

☆仮換地指定の時期について



平成7年度 (指定済) 

平成8年度 平成9年度 

平成10年度 平成11年度 

仮換地指定は平成七年度において、四街区、五街区の一部、六八街区を実施しましたが、今後どの街区から指定を行うか、概ねのスケジュールについてお知らせします。

上図の仮換地指定年度別計画図は、

①新幹線開業と冬季オリンピック開催を前提とした平成八・九年度

②その後の2か年、平成十・十一年度の計画です。

この仮換地指定を行った後に、建物などの移転補償について、権利者の皆様と協議をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の仮換地指定の計画は、事業の推移によって変更になることがあります。

★相談窓口

換地設計(案)や今後の事業の進め方についてわからない事やご質問などがありましたら、お気軽にご相談ください。

栗田九七二番地(旧鉄道病院跡地)

長野市市街地整備局

電話 〇二六(二二四)五〇四九